（報告書及び資料の提出の順位等）

第十二条　提出期限までに第六条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらの者が行った当該報告書及び資料の提出が法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料の提出のいずれに該当するかは、第四条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

２　第八条に規定する期日までに第七条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらの者に対する法第七条の四第三項第一号の規定の適用の順序は、第七条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

（法第七条の四第五項の通知の送達）

第十三条　委員会は、法第七条の四第五項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき通知する場合は、文書を送達して行わなければならない。

（協議の申出）

第十四条　報告等事業者であって、法第七条の五第一項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の協議の申出を行おうとする者は、法第七条の四第五項の規定による通知を受けた日（当該通知を受けた事業者が法人である場合において、当該事業者が法第七条の八第三項又は第四項に規定する事由により消滅したときは、当該事業者が当該通知を受けた日）から、同日から起算して十日を経過する日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの方法により、様式第四号による申出書を委員会に提出しなければならない。

一　直接持参する方法

二　書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三　ファクシミリを利用して送信する方法

四　電子メールを利用して送信する方法

２　第九条第二項の規定は、前項第三号の方法により申出書が提出される場合に準用する。

３　第四条第二項の規定は、第一項第四号の方法により申出書が提出される場合に準用する。

（特定代理人の資格の証明等）

第十五条　特定代理人の資格は、書面でこれを証明しなければならない。

２　特定代理人がその資格を失ったときは、当該特定代理人を選任した報告等事業者は、速やかに、書面によりその旨を委員会に届け出なければならない。

（協議における報告等事業者の説明の内容の記録）

第十六条　委員会は、協議における報告等事業者の説明の内容を記録する場合にあっては、その内容について、当該報告等事業者に確認を求めるものとする。

（事件の真相の解明に資する事項）

第十七条　法第七条の五第一項に規定する事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　違反行為の対象となった商品又は役務

二　違反行為の態様

三　違反行為の参加者

四　違反行為の時期

五　違反行為の実施状況

六　前各号に掲げるもののほか違反行為に係る事項

七　課徴金額の算定の基礎となる額

八　課徴金額の算定率

（法第七条の五第一項の合意等）

第十八条　法第七条の五第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。次条において「合意」という。）は、委員会が作成した正本及び副本のそれぞれに委員会及び報告等事業者（特定代理人を選任した場合にあっては、委員会並びに報告等事業者及び特定代理人）が署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

２　前項において署名又は記名押印をした正本については委員会が、同項において署名又は記名押印をした副本については報告等事業者が、保管するものとする。

（評価後割合の上限の割合の決定方法）

第十九条　委員会は、評価後割合の上限の割合を合意において定める場合は、百分の五を単位として、特定割合に加算して得た割合が上限割合以下の割合となる割合を、報告等事業者に対し示すものとする。

（二以上の子会社等の共同による行為）

第二十条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）第十一条第三項の規定により共同して同令第十条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる行為を行おうとする二以上の子会社等は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行わなければならない。

一　文書により行う場合　連名で作成した文書による方法

二　口頭により行う場合　当該子会社等のうち一の子会社等が代表して行うことを証明する文書を示して行う方法

２　前項第一号に掲げる場合は、共同して代理人（特定代理人を含む。）を選任している場合を除き、連絡先となる一の子会社等を定めなければならない。